

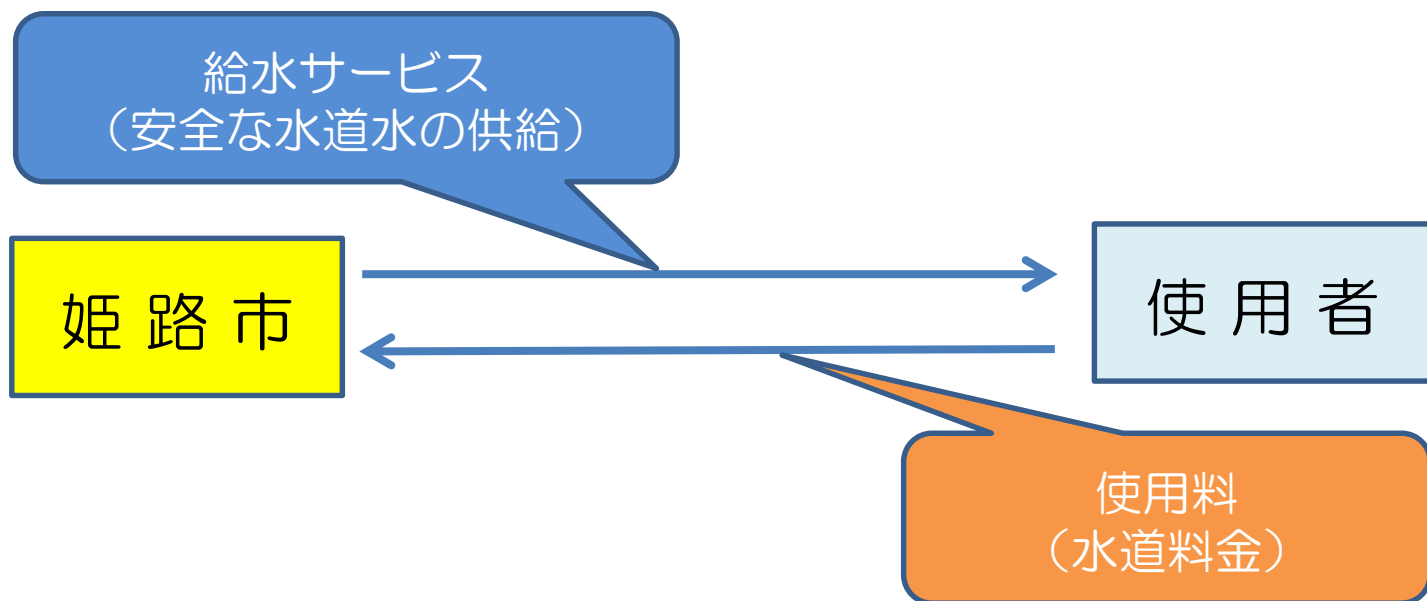
新しい水道料金体系の検討について

－ これまでの経緯 －

※当日の会議で本資料の説明は行いません

(1) 水道料金について①

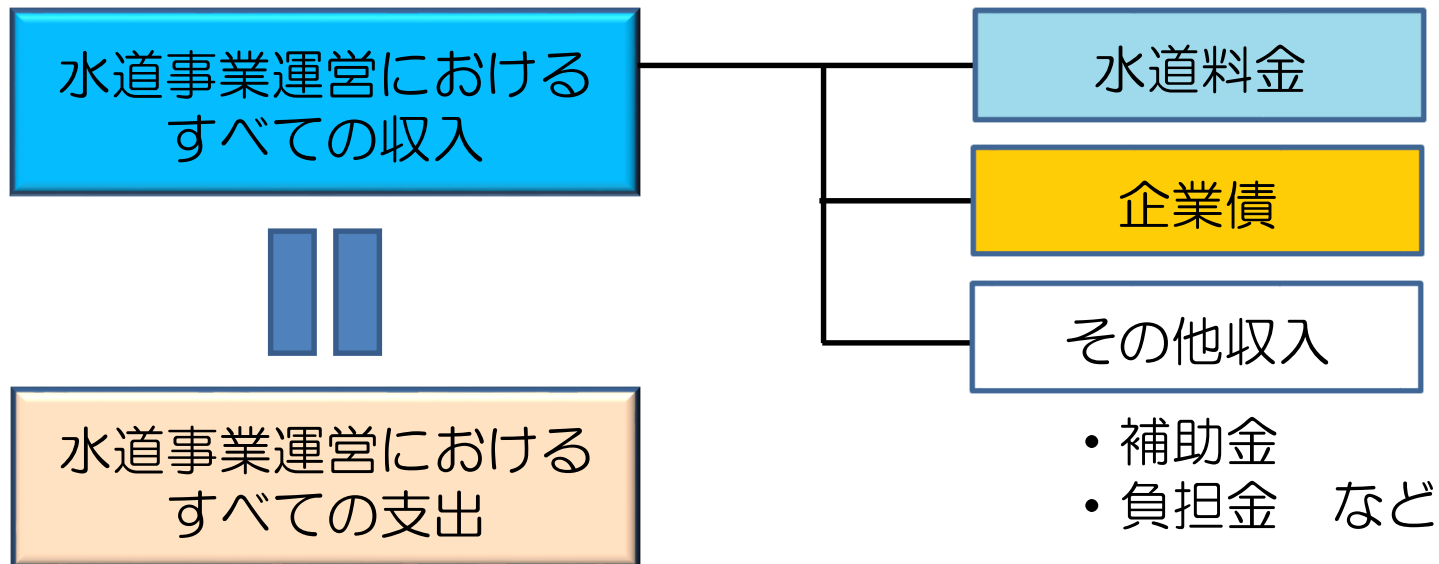
①水道料金とは



- 水道料金は、水道事業者が提供する給水サービス（安全な水道水の供給）に対して、使用者から徴収する地方自治法上の「使用料」に当たり、その料金はできるだけ低廉かつ公平でなければなりません。
- 料金の決定（改定）にあたっては、水道法に基づき厚生労働大臣の認可（届出）が必要となります。

(1) 水道料金について②

②水道事業の独立採算制



- 水道事業は、地方公営企業法に基づき、受益者負担の原則に則った独立採算制を基本に水道料金を主たる財源として、経営するものとされています。
- 整備事業の資金を企業債の発行により確保した場合にも、その償還資金は、水道料金が主な財源となります。

(2) 姫路市の水道料金表（税抜き）

現在の料金体系は、使用水量が多くなるほど、水道水1m³あたりの単価が高くなる「逓増型」を採用しており、基本料金は低めに抑えています。

水道水の使用量に関係なく賦課する定額料金

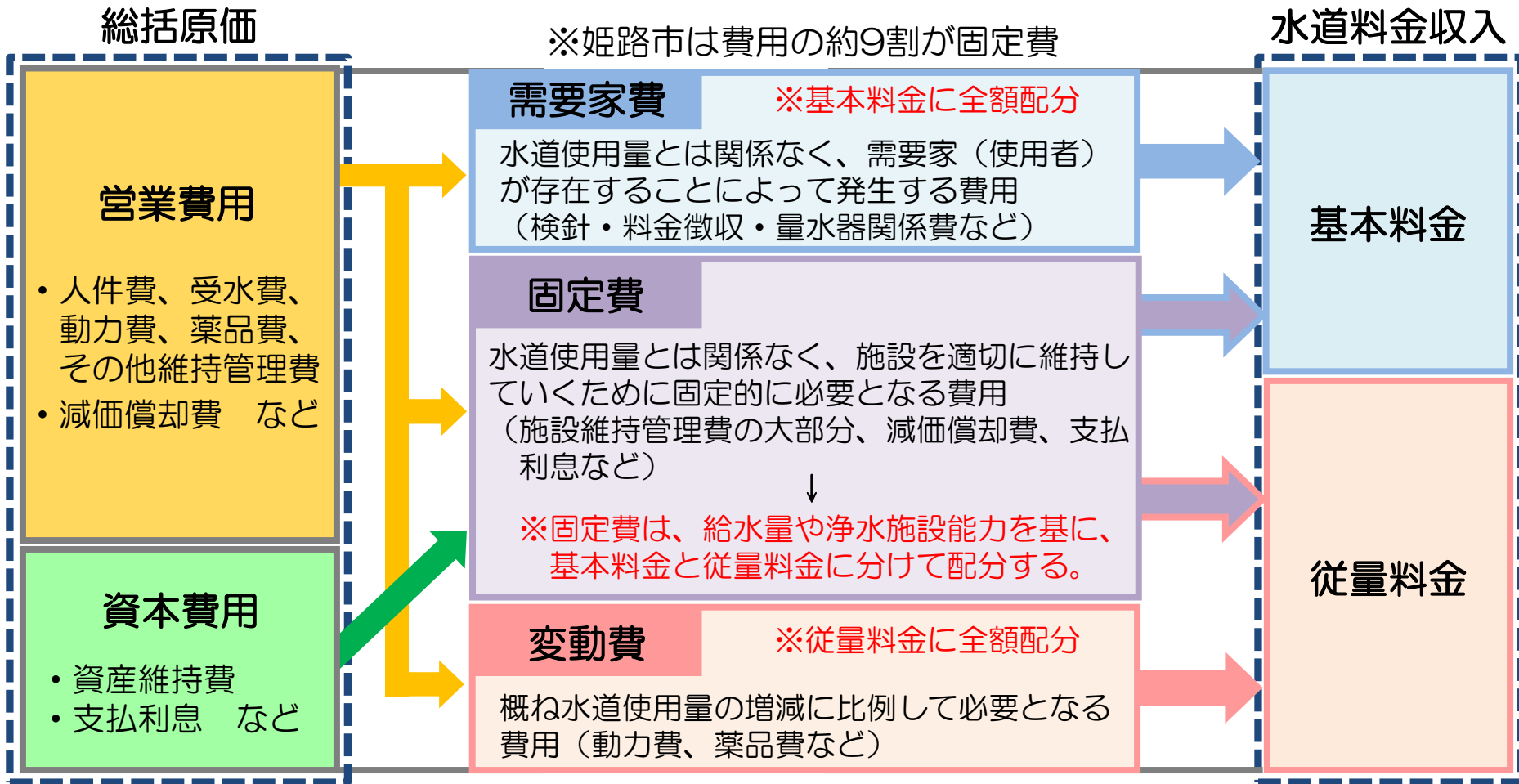
水道水の使用量に応じて賦課する料金

メータ口径 (mm)	基本料金		従量料金（1m ³ あたりの単価）					
	基本水量 (m ³)	金額						
13	5	914円	0~5m ³ 基本料金内	6~10m ³ 5円	11~20m ³ 164円	21~30m ³ 218円	31~50m ³ 265円	51m ³ ~ 309円
20	5	984円						
25	5	2,510円		6~10m ³ 164円				
30	5	3,440円						
40	10	6,100円	0~10m ³ 基本料金内		0~30m ³ 基本料金内	151m ³ ~ 309円	301m ³ ~ 309円	
50	10	10,500円						
75	30	23,200円	0~30m ³ 基本料金内					
100	50	38,000円	0~50m ³ 基本料金内					
150	150	100,500円	0~150m ³ 基本料金内					
200	300	175,500円	0~300m ³ 基本料金内					

基本料金を支払うことにより、従量料金を支払うことなく使用できる水量

(3) 水道料金体系の考え方

費用（総括原価）は、「需要家費」、「固定費」、「変動費」に分解された後、基本料金と従量料金に配分されます。 ※日本水道協会「料金算定要領」に基づく区分



固定費は、本来、全額基本料金に配分すべきものですが、全額配分すると基本料金が大幅に高額化し、使用水量が少ない小口使用者の負担が非常に大きくなります。

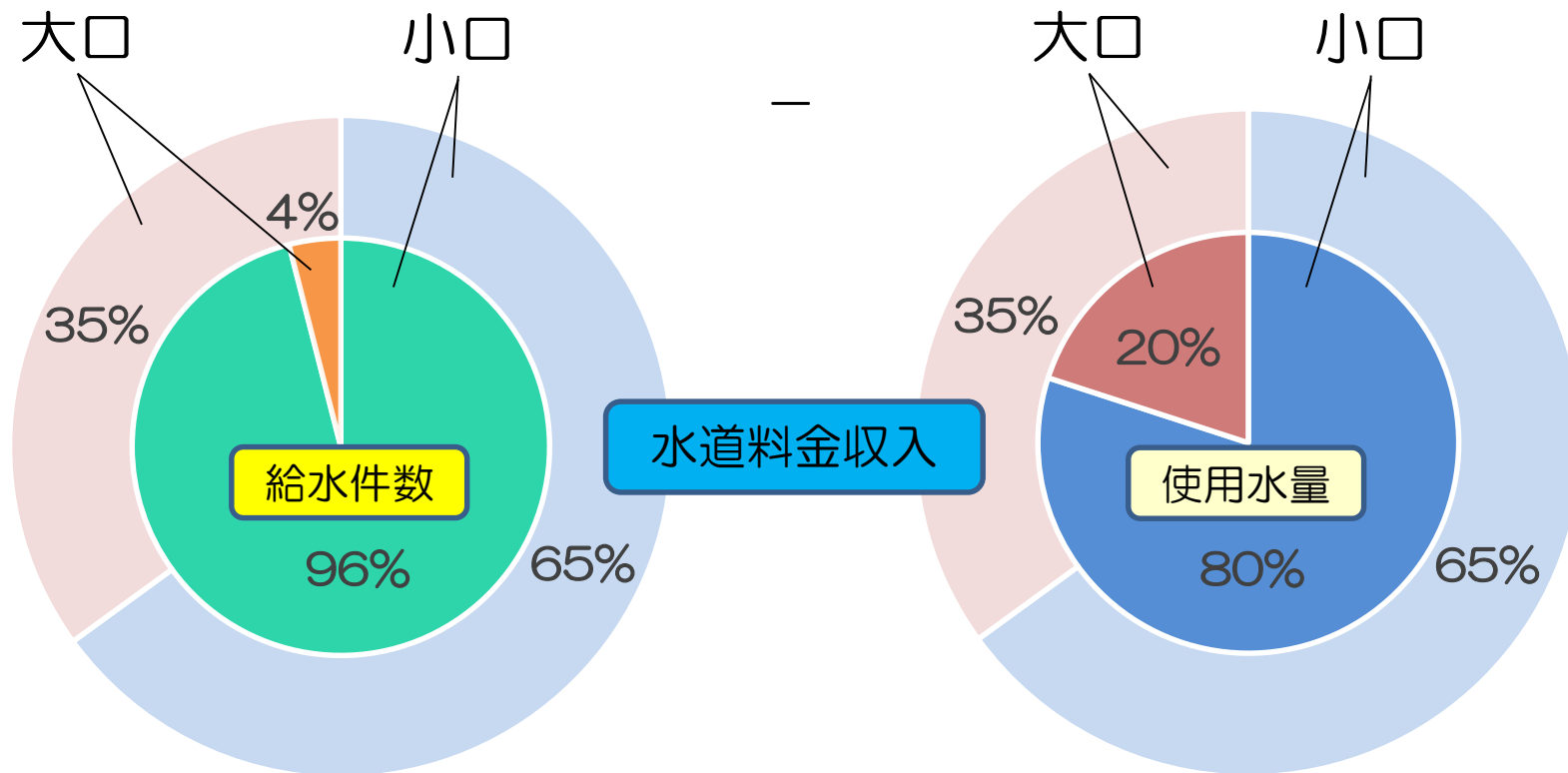
(4) 姫路市の現状① … 小口と大口の割合 (件数・水量・料金収入)

給水件数、使用水量及び水道料金収入について、それぞれにおける小口使用が占める割合を比較した場合、給水件数96%、使用水量80%に対し、水道料金収入は65%と低い水準にとどまっています。

【小口と大口の割合】

【給水件数と水道料金収入における割合比較】

【使用水量と水道料金収入における割合比較】



(参考)H29～R2の推移 … 小口と大口の割合 (件数・水量・料金収入)

小口と大口の割合の推移 (H29～R2)

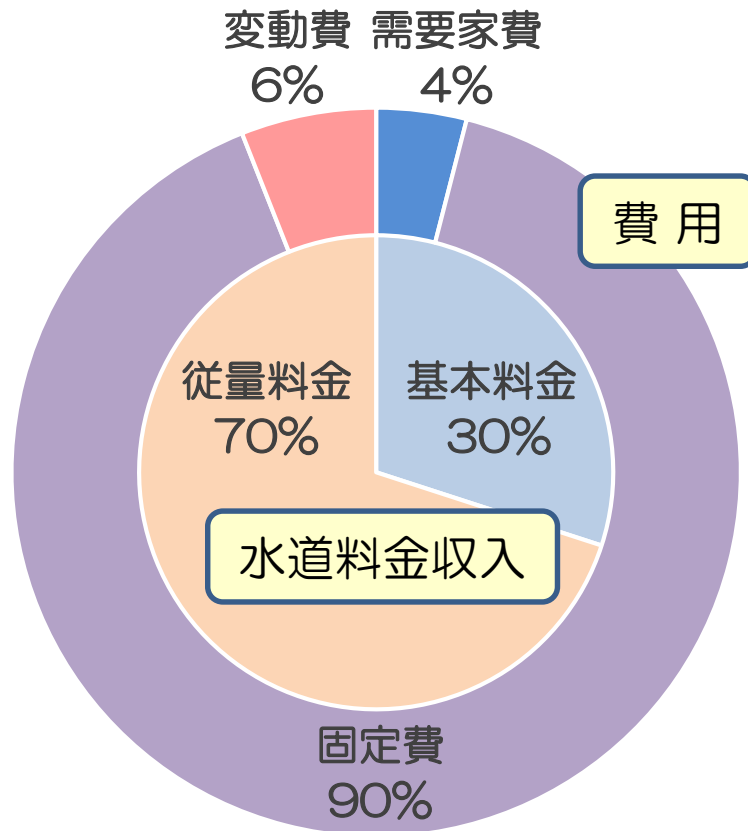
項目		H29 (前回改定後)		R元		R2		増減 (R2 - H29)		備考
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
給水件数 (件)	13口径 (小口)	108,303	96.4%	109,481	96.4%	109,513	96.4%	+1,210	±0	
	20口径 (小口)	132,618		136,895		138,995		+6,377		
	25口径以上 (大口)	9,070	3.6%	9,152	3.6%	9,175	3.6%	+105		主に25口径の件数が増
使用水量 (千m ³)	13口径 (小口)	16,914	79.9%	16,287	79.7%	16,492	81.4%	△422	+1.5%	H29～R元までは減、R2は増
	20口径 (小口)	27,383		27,507		28,565		+1,182		
	25口径以上 (大口)	11,122	20.1%	11,250	20.3%	10,307	18.6%	△815	△1.5%	主に40、50口径の使用水量が減
料金収入 (百万円)	13口径 (小口)	2,287	65.0%	2,227	64.6%	2,474	67.4%	+187	+2.4%	
	20口径 (小口)	3,639		3,611		4,235		+596		
	25口径以上 (大口)	3,187	35.0%	3,213	35.4%	3,241	32.6%	+54	△2.4%	

- 給水件数 … H29～R2にかけて割合は変わっていません。
- 使用水量と料金収入 … H29～R元にかけて小口の割合が減少傾向にありましたが、R2はコロナ禍の影響で増加しています。

(4) 姫路市の現状② … 水道料金収入と費用の割合

現在は、費用の約9割を占める固定費の多くを、本来の基本料金ではなく従量料金で回収しており、結果として、大口使用者の負担に依存している状況にあります。

【 水道料金収入と費用の比較 】



(5) 現在の水道料金体系の課題①

①基本料金と従量料金の配分について

- 現行の料金体系は、高度経済成長期に導入されたもので、当時の政策的配慮から、基本料金は低廉なものとし、大部分を従量料金で回収する仕組み

⇒ 本来は基本料金で回収すべき費用を従量料金で回収

- 今後、水需要の減少に伴い、水道料金収入のうち、従量料金が大きく減少する見込み

⇒ 従量料金による費用の回収が困難に



基本料金と従量料金の割合が、本来回収すべき費用の割合に近づくよう基本料金割合の引き上げを検討する必要があります。

(5) 現在の水道料金体系の課題②

② 逦増型の従量料金制度について

① 逦増型料金とは

- ▶ 逦増型料金とは、従量料金について、使用水量が多くなるほど1m³当たりの料金が段階的に高くなる料金体系のことで、経済成長期における大口需要の抑制と小口使用への配慮を目的として導入

⇒ 水需要が減少傾向にある現状においては、需要の減少以上の速さで収入減を招く要因に

② 小口使用への配慮

- ▶ 基本料金は極力低額とし、また、逦増型料金とすることで、小口使用に対して、できるだけ低廉な料金となるよう配慮
- ▶ 【令和2年度】水道水1m³当たりの供給単価（税込）は、小口が163.8円/m³、大口が345.9円/m³（2.11倍の差）

⇒ 大口使用者の数が減ると水道料金収入が大幅にダウンし、費用回収のために大幅な値上げが必要となる可能性



社会環境の変化や経済動向による使用水量の変動に影響を受けにくい料金体系を構築するため、小口・大口間の負担の公平化を図る必要があります。

(6) 新しい料金体系(案)について①

目指す方向性

▶ 水需要の変動に影響を受けにくい

安全・安心な水道事業を将来にわたって維持していくため、社会環境の変化や経済動向による水需要の変動に影響を受けにくい料金体系を構築する。

▶ 水の積極的な使用を促す

現在の逡増型の料金体系は、経済成長期における大口需要の抑制と小口使用への配慮を目的として導入したもので、現在は水需要の減少傾向により、施設利用率に余裕が生じるなど、水使用の抑制という逡増型料金の趣旨と実態とが乖離

⇒ 水の積極的な使用を促すため、逡増型の料金体系を見直し、水を多く使用した場合に、現行より料金が安くなるような体系とする。

新しい料金体系(案)について②

検討方針

(1) 基本料金割合の引き上げ

- R2の基本料金割合 33.3%からの引き上げを目指す。

(2) 小口・大口間の負担の公平化

- 小口と大口の料金負担割合を使用水量割合に近付ける。
 - R2料金負担割合 (小口：大口) … 68%：32%
 - R2使用水量割合 (//) … 81%：19%



検討項目

- 現在の料金体系において、見直しが必要なポイント（主な検討課題）

- ① 小口（13、20口径）の6～10m³使用時の従量料金単価5円/m³の廃止検討
- ② 基本水量の見直し
- ③ 逓増制従量料金の見直し
- ④ 従量料金の口径別単価（個人と企業の負担能力差を考慮し、従量料金単価を小口用と大口用とで分ける考え方）の導入検討

⇒ ①～④を盛り込んだ料金体系の素案を複数パターン作成

(6)新しい料金体系(案)について③

新しい料金体系(案) 第一稿(※1)

(※1) 令和4年2月18日開催「令和3年度第2回水道ビジョン推進会議」にて提示

- ① 料金算定要領(※2)に基づくパターン
- ② パターン1 : 従量料金が単一料金のパターン(料金算定要領を改良したパターン)
- ③ パターン2-A : 従量料金が2種類のパターン
- ④ パターン2-B : 従量料金が2種類のパターン(パターン2-Aとは異なる区分で作成)
- ⑤ パターン3 : 逡増制従量料金を残すパターン

◆パターンの考え方

前ページの①～④の検討課題を解消し、かつ、異なる切り口から検討を行うため、4つの料金体系案を作成し、さらに、比較用として「料金算定要領」に基づき算定した料金体系案を加えた計5パターンの検証を行います。

(※2) 料金算定要領 … 日本水道協会が作成。水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発展を図ることを料金算定の基本原則とし、全国の水道事業における標準的な料金算定の考え方・方法を示した要領

(6) 新しい料金体系 (案) について④

① 料金算定要領に基づく料金体系

現状の料金体系※

メーター 口径mm	基本料金		従量料金 (1m ³ 当たりの単価)							
	基本 水量m ³	金額	0~5以下	5超~10以下	10超~20以 下	20超~30以 下	30超~50以 下	50超~150 以下	150超~300 以下	300超~
13	5	914	0 基本料金内	5	164	218	265	309	309	309
20	5	984								
25	5	2,510								
30	5	3,440								
40	10	6,100								
50	10	10,500	0 基本料金内	0 基本料金内	0 基本料金内	0 基本料金内	0 基本料金内	0 基本料金内	0 基本料金内	
75	30	23,200								
100	50	38,000								
150	150	100,500	0 基本料金内							
200	300	175,500	0 基本料金内							



検討案※

メーター 口径mm	基本料金		従量料金 (1m ³ 当たりの単価)							
	基本 水量m ³	金額	0~5以下	5超~10以下	10超~20以 下	20超~30以 下	30超~50以 下	50超~150 以下	150超~300 以下	300超~
13	0	622	120							
20	0	1,391								
25	0	2,159								
30	0	3,262								
40	0	5,826								
50	0	9,894								
75	0	22,532								
100	0	40,617								
150	0	97,433								
200	0	174,682								

※1か月分の料金体系

◆視点：

料金算定要領に基づいた理論値の料金体系としています。

◆特徴：

- ・基本水量は廃止します。
- ・基本料金は料金算定要領の理論値とします。(20口径および100口径の基本料金は増、他の口径の基本料金は減)
- ・従量料金は一律で@120円とします。(逓増度はゼロ)

(6) 新しい料金体系 (案) について⑤

②パターン1：単一の従量料金のパターン

現状の料金体系※

メーター 口径mm	基本料金		従量料金 (1m ³ 当たりの単価)							
	基本 水量m ³	金額	0~5以下	5超~10以下	10超~20以 下	20超~30以 下	30超~50以 下	50超~150 以下	150超~300 以下	300超~
13	5	914	0 基本料金内	5	164	218	265	309	309	309
20	5	984		164						
25	5	2,510		0						
30	5	3,440		0						
40	10	6,100	0 基本料金内		0 基本料金内	0 基本料金内	0 基本料金内	0 基本料金内	0 基本料金内	0 基本料金内
50	10	10,500	0 基本料金内							
75	30	23,200	0 基本料金内							
100	50	38,000	0 基本料金内		0 基本料金内		0 基本料金内		0 基本料金内	
150	150	100,500	0 基本料金内		0 基本料金内		0 基本料金内		0 基本料金内	
200	300	175,500	0 基本料金内		0 基本料金内		0 基本料金内		0 基本料金内	



検討案※

メーター 口径mm	基本料金		従量料金 (1m ³ 当たりの単価)							
	基本 水量m ³	金額	0~5以下	5超~10以下	10超~20以 下	20超~30以 下	30超~50以 下	50超~150 以下	150超~300 以下	300超~
13	0	622	120							
20	0	984								
25	0	4,469								
30	0	6,752								
40	0	12,060								
50	0	20,481								
75	0	46,641								
100	0	84,077								
150	0	201,686								
200	0	361,592								

※1か月分の料金体系

◆視点：

料金算定要領に基づいた料金体系を起点としつつ、20口径の負担を抑える料金体系としています。

◆特徴：

- 基本水量は廃止します。
- 従量料金は一律で@120円とします。
- 20口径の負担増を抑制するため、基本料金を現行の984円のまま据え置きます。
- 20口径の基本料金を据え置いたことによる収入の不足分は、25口径以上の基本料金に転嫁します。(料金収入総額を維持するために、25口径以上の基本料金は料金算定要領単価と比較し、+107%となります)

(6) 新しい料金体系 (案) について⑥

③パターン2-A：従量料金が2種類のパターン

現状の料金体系※

メーター 口径mm	基本料金		従量料金 (1m ³ 当たりの単価)							
	基本 水量m ³	金額	0~5以下	5超~10以下	10超~20以 下	20超~30以 下	30超~50以 下	50超~150 以下	150超~300 以下	300超~
13	5	914	0 基本料金内	5	164	218	265	309	309	309
20	5	984		164						
25	5	2,510		0						
30	5	3,440		0 基本料金内						
40	10	6,100	0 基本料金内				309	309	309	
50	10	10,500	0 基本料金内							
75	30	23,200	0 基本料金内							
100	50	38,000	0 基本料金内				309	309	309	
150	150	100,500	0 基本料金内							
200	300	175,500	0 基本料金内				309	309	309	



検討案※

メーター 口径mm	基本料金		従量料金 (1m ³ 当たりの単価)							
	基本 水量m ³	金額	0~5以下	5超~10以下	10超~20以 下	20超~30以 下	30超~50以 下	50超~150 以下	150超~300 以下	300超~
13	0	622	95							
20	0	1,122								
25	0	1,757	230							
30	0	3,440								
40	0	6,710								
50	0	24,150								
75	0	48,720								
100	0	133,000								
150	0	211,050								
200	0	293,085								

※1か月分の料金体系

◆視点：

個人と企業の負担能力差を考慮し、**従量料金を20口径で区分**しています。

13口径の少量使用者の負担軽減のために、13口径の基本料金を引き下げつつ、全体の基本料金割合を引き上げる料金体系としています。

◆特徴：

- 基本水量は廃止します。
- 13口径の基本料金を@622円とし、減収分は20口径の基本料金に転嫁(+14%)します。
- 従量料金は20口径以下を@95円、25口径以上を@230円とします。

(6) 新しい料金体系 (案) について⑦

④パターン2-B：従量料金が2種類のパターン

現状の料金体系※

メーター 口径mm	基本料金		従量料金 (1m ³ 当たりの単価)							
	基本 水量m ³	金額	0~5以下	5超~10以下	10超~20以 下	20超~30以 下	30超~50以 下	50超~150 以下	150超~300 以下	300超~
13	5	914	0 基本料金内	5	164	218	265	309	309	309
20	5	984		164						
25	5	2,510		0						
30	5	3,440		0						
40	10	6,100	0 基本料金内		0 基本料金内	0 基本料金内	0 基本料金内	0 基本料金内	0 基本料金内	0 基本料金内
50	10	10,500	0 基本料金内							
75	30	23,200	0 基本料金内							
100	50	38,000	0 基本料金内		0 基本料金内		0 基本料金内		0 基本料金内	
150	150	100,500	0 基本料金内		0 基本料金内		0 基本料金内		0 基本料金内	
200	300	175,500	0 基本料金内		0 基本料金内		0 基本料金内		0 基本料金内	

検討案※

メーター 口径mm	基本料金		従量料金 (1m ³ 当たりの単価)							
	基本 水量m ³	金額	0~5以下	5超~10以下	10超~20以 下	20超~30以 下	30超~50以 下	50超~150 以下	150超~300 以下	300超~
13	0	622	95							
20	0	1,122								
25	0	2,861								
30	0	5,160	230							
40	0	10,553								
50	0	27,300								
75	0	56,144								
100	0	144,400								
150	0	243,210								
200	0	342,225								

※1か月分の料金体系

◆視点：

個人と企業の負担能力差を考慮し、**従量料金を25口径で区分**しています。(他都市での採用事例が多い)

13口径の少量使用者の負担軽減のために、13口径の基本料金を引き下げつつ、全体の基本料金割合を引き上げる料金体系としています。

◆特徴：

- ・基本水量は廃止します。
- ・13口径の基本料金を@622円とし、減収分は20、25口径の基本料金に転嫁(+14%)します。
- ・従量料金は25口径以下を@95円、30口径以上を@230円とします。

(6) 新しい料金体系 (案) について⑧

⑤パターン3：逓増制従量料金を残すパターン

現状の料金体系※

メーター 口径mm	基本料金		従量料金 (1m ³ 当たりの単価)							
	基本 水量m ³	金額	0~5以下	5超~10以下	10超~20以 下	20超~30以 下	30超~50以 下	50超~150 以下	150超~300 以下	300超~
13	5	914	0 基本料金内	5	164	218	265	309	309	309
20	5	984		164						
25	5	2,510		0						
30	5	3,440		0						
40	10	6,100	0 基本料金内		0 基本料金内	0 基本料金内	0 基本料金内	0 基本料金内	0 基本料金内	0 基本料金内
50	10	10,500	0 基本料金内							
75	30	23,200	0 基本料金内							
100	50	38,000	0 基本料金内		0 基本料金内		0 基本料金内		0 基本料金内	
150	150	100,500	0 基本料金内		0 基本料金内		0 基本料金内		0 基本料金内	
200	300	175,500	0 基本料金内		0 基本料金内		0 基本料金内		0 基本料金内	

検討案※

メーター 口径mm	基本料金		従量料金 (1m ³ 当たりの単価)							
	基本 水量m ³	金額	0~5以下	5超~10以下	10超~20以 下	20超~30以 下	30超~50以 下	50超~150 以下	150超~300 以下	300超~
13	0	777	30	123	123	163	198	231	231	231
20	0	984								
25	0	2,510								
30	0	3,956								
40	0	7,015								
50	0	16,065								
75	0	35,496								
100	0	58,140								
150	0	153,765								
200	0	268,515								

※1か月分の料金体系

◆視点：

13口径の少量使用者の負担軽減のために、13口径の基本料金を引き下げ、逓増制従量料金は残す料金体系としています。

◆特徴：

- ・基本水量は廃止します。
- ・基本水量廃止等による増収分を、従量料金（5円/m³の区分を除く）の一律**25%減少**に充てます。
- ・13口径の基本料金を**@777円**に引き下げ、減収分は30口径以上の基本料金に転嫁します。

(6) 新しい料金体系(案)について⑨

パターン別総括表

	特徴	メリット	デメリット
料金算定要領	個人、企業の負担能力差は関係なく、使用水量に応じた料金負担を求める ⇒ 小口・大口間の負担の公平化	①基本料金割合 + 2.1ポイント (35.4%) ②逓増制の解消 ③大口の負担減 (3~5割減)	①小口の負担増・・・ 13口径 + 10.6% 20口径 + 32.5% ※少量使用者は負担の増加率がさらに高くなる
パターン1	料金算定要領パターンの激変緩和バージョン ⇒ 20口径の負担増の一部を大口に転嫁	①基本料金割合 + 1.3ポイント (34.6%) ②逓増制の解消 ③大口の負担減 (2~4割減) ※25口径は現行並み	①小口の負担増・・・ 13口径 + 10.6% 20口径 + 16.9% ※少量使用者は負担の増加率がさらに高くなる
パターン2 - A	個人と企業の負担能力差を考慮 ⇒ 従量料金単価を使用水量区分別ではなく、口径別に設定(小口用と大口用の2種類)	①基本料金割合 + 1.2ポイント (34.5%) ②小口への影響が少ない ・13口径 △5.7% ・20口径 + 5.7%	①25口径以上の負担の公平性 ・25口径 + 3.5% ・30口径以上は負担減 ②25口径の基本料金が現行より引き下がる(△753円)
パターン2 - B	パターン2 - Aと考え方は同じだが、25口径を小口側に振り分け(他都市での採用事例が多い)	①基本料金割合 + 3.5ポイント (36.8%) ②小口への影響が少ない ・13口径 △5.7% ・20口径 + 5.7%	①25口径以上の負担の公平性 ・25口径 △30% ・30口径 + 6.7% ・40口径 + 2.5% ・50口径以上は概ね現行並み
パターン3	激変緩和重視案 ⇒ 逓増制従量料金の料金体系のまま、逓増度の緩和を図る ※逓増度△0.43 (3.78⇒3.35)	①「激変緩和」と「小口・大口間の負担の公平化」の両立 ・13口径 + 5.4% ・20口径 + 8.4% ・25口径以上 平均△14%	①基本料金割合△0.3ポイント (33.0%) ②逓増制が残る ⇒ 将来的に逓増制を解消する際の影響が大きくなる